

		個別事業名	区分	部署	所属	事業概要	成果（結果）を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初 (千円)	R元当分 (千円)	H30決算 (千円)	H30 事業結果	部局評価	財政評価
政策8 優れた群馬の環境の保全・継承																	
【目的】環境への負荷が少なく環境の質が高い、豊かで持続的に発展する環境県群馬を目指す。																	
施策1 自然環境・生活環境の保全																	
【目的】ふるさと群馬の素晴らしい自然環境を暮らしを支える生活環境の保全に取り組みます。																	
(1)自然環境の保全																	
①尾瀬の保護と適正利用を推進します。																	
自然001	尾瀬学校	再掲	森林環境部	自然環境課	群馬の子どもたちが小中学校在学中に一度は尾瀬を訪れ、質の高い自然体験を通じた環境学習に自然保護の意識を醸成するとともに、郷土愛を育むことを目的として、学校設置者に心経費の一部を補助。	実施率	%		53.3	90.0	100.0	87,643	85,046	72,255	132校9,179人（小学校75校3,902人、中学校57校5,277人）の児童・生徒が、尾瀬または芳平平地群で、質の高い自然体験を通じた環境学習を実施した。また、尾瀬学校実施率が低い地域の教職員向け研修会を開催した。	4継続	児童生徒が尾瀬の芳平平地群を体験に訪れ、体験学習ができる環境学習事業として重要であり、継続。
自然002	尾瀬環境学習推進	再掲	森林環境部	自然環境課	尾瀬を通じた環境学習を推進するため、尾瀬内にある県有施設（ビクターセンター）での環境教育の実施及び、県内小中学校に講師を派遣する移動尾瀬自然教室や県民向けの出前講座等を実施する。	移動尾瀬自然教室・県民講座等参加人数	人		1,545	1,950	2,000	2,582	2,710	2,554	尾瀬内でビクターセンター運営や尾瀬学校を実施。学校や公民館等に出向いて移動尾瀬自然教室や出前講座を開催。児童生徒や県民に対して尾瀬を通じた環境学習の場を提供。	4継続	尾瀬の尾瀬の山入者や、尾瀬を未体験の児童生徒など、多くの県民に尾瀬の優れた自然環境や環境保護の取り組みを学習する場を提供するものであり、継続。
自然003	尾瀬入山口交通環境整備		森林環境部	自然環境課	期待峠口では、静かで落ち着いた入山口とするため、駐車場を整備し、大清水口では、利用分散化のための低公害車による営業運行を実施する。	大清水入山口入山者割合（大清水入山口入山者数/尾瀬入山者数）	%		5.1	7.5	8.0	835	832	732	低公害車の営業運行4年目。少雪により運行日数がH29より2日増となり、乗車率は4年連続で目標達成。一方、尾瀬全体に占める大清水口利用者の割合は目標未達かつ減少傾向。新たな魅力の発信や営業運行の更なる周知、わかりやすい乗車案内等の工夫を検討。	4継続	大清水へ一歩尾瀬低公害車運行は、平成27年度から地元交通事業者による営業運行が開始されており、利用分散化に寄与しているが、引き続き、期待峠入山口への一極集中の是正や、尾瀬の回遊型、滞在型利用の促進を図るため、PR等普及啓発事業や、運行状況調査等を実施する。
教セ001	自然・歴史・文化遺産研修	再掲	教育委員会	総合教育センター	小・中学校初任者研修の宿泊研修に「自然・歴史・文化遺産研修」を位置づけて、尾瀬・世界遺産、東国文化のコース別体験活動を取り入れ、郷土資源や文化遺産についての理解と誇りや愛着を持つとともに、児童生徒を引率することを想定した指導力の向上を図る。	「尾瀬や世界遺産、東国文化についての理解が深まった」と回答する研修者の割合	%		98	90	95	1,537	1,385	892	尾瀬自然体験、世界遺産体験、東国文化体験の3コースから参加者（169名）が選択し、1日間の体験研修を実施した。本研修により、参加者は、県内の豊かな郷土資源や文化遺産について実感を伴って理解することができた。また、本研修を通して学ぶこと、その後の教育活動において児童生徒に還元し、教育的質的向上を図ることができた。	4継続	初任者教員が、県内の豊かな郷土資源や文化遺産についての理解を深め、その成果とともに、児童生徒に本県の素晴らしさを伝えるためである。加えて、初任者教員のみならずの経験や所属校における教育課程の実態を踏まえてコース選択ができる本事業は、教員としての資質向上と学校の教育力向上に有効であることから、継続。
②自然とのふれあいの場の確保や機会の提供に努めます。																	
自然007	自然公園整備		森林環境部	自然環境課	県立公園（赤城、榛名、妙義）、国立・国定公園及び長距離自然歩道（首都圏自然歩道、中部北陸自然歩道）における、県有施設の補修・整備を行う。	自然公園等利用者数	千人		12月頃集計	11,000	11,100	114,182	69,615	96,453	国立・国定公園及び県立公園における登山道や休憩舎等の県有施設の整備、補修を実施し、公園利用者の安全確保や利便性向上と観光地としての魅力アップを図った。また、ぐんま県境接線トレイルに関連した県管理登山道の再整備を実施した。	4継続	県立公園や自然公園は群馬県の誇る魅力的な自然環境を有し、地域の観光資源の中心となっている。その豊かな自然環境を安全しながら、利用者の利便性の向上や安全を確保するため、計画的に施設整備を実施していく必要がある。ぐんま県境接線トレイル全線開通に伴い、関連した県管理登山道の再整備など、自然公園等の一層の魅力向上と安全の確保に引き続き取り組んでいく。
自然008	自然公園等管理		森林環境部	自然環境課	県立公園（赤城、榛名、妙義）の管理及び、国立・国定公園並びに長距離自然歩道（首都圏自然歩道、中部北陸自然歩道）における県有施設等の管理を行う。	自然公園等利用者数	千人		12月頃集計	11,000	11,100	53,098	53,530	44,715	国立・国定公園および県立公園における登山道や休憩舎、公衆トイレ、駐車場、ビクターセンターなどの県有施設について地域と密接に連携し、適切な管理を実施した。また、長距離自然歩道についても、地元市町村と連携し、適正な管理を実施した。	4継続	県立公園や自然公園は群馬県の誇る魅力的な自然環境を有し、地域の観光資源の中心となっている。その豊かな自然環境を安全しながら、利用者の利便性の向上や安全を確保するため、適正な管理を継続していく必要がある。
緑化008	森林公園整備		森林環境部	緑化推進課	県立森林公園の管理運営及び施設の整備を行う。	県立森林公園の利用者数	人		445,992	535,800	540,000	65,139	70,695	65,984	県民の健康体養、学習の場として、県内7箇所森林公園について指定管理制度による経費の前減を回りがら運営管理を行った。また老朽化した県内緑地の改修・森林整備等を行うなど、利用者の利便性の向上と安全対策の充実を図った。	4継続	老朽化した基礎施設の改修は、優先度や緊急性を判断しながら引き続き段階的に整備し、利用者の安全や快適性の向上を図る。また、間伐等の森林整備を継続的に実行し、森林が持つ優れた自然環境を維持・保全すること、県民の保健及び休養の場を提供する。あわせて、指定管理者による自主事業の開催等によって魅力ある公園運営を行う。
都計007	県立都市公園管理	再掲	県土整備部	都市計画課	県立都市公園（教員公園、群馬の森、観音山ファミリーパーク、金山総合公園、多々良沼公園）の管理を適正に実施し、県民に憩と癒しの場を提供する。	公園来場者数	千人		2,556	2,350	1,318,568	726,118	1,294,626		指定管理者制度等に基づいた公園の適正な管理運営を推進し、市民生活の向上に貢献する。また、指定管理者による公園の適正な管理運営を推進し、市民生活の向上に貢献する。また、指定管理者による公園の適正な管理運営を推進し、市民生活の向上に貢献する。	4継続	県民の憩いの場である都市公園を、県民が安全に安心して利用してもらうために必要な事業である。
③絶滅危惧動植物の保全対策や生物多様性の保全に努めます。																	
自然005	自然環境対策		森林環境部	自然環境課	自然環境保全地域の整備、良好な自然環境の保全を図るための基礎調査、希少野生動物の種の保護に関する条例の推進等、自然環境対策を実施する。	良好な自然環境を有する地域学術調査の実施地域数	件		8	5	5	17,880	19,031	17,154	種の保護条例に基づき指定種や指定を見逃した調査等、定期的なモニタリングが必要。効果的な事業執行に留意し、継続して実施する。	4継続	種の保護条例による指定種の定期的なモニタリング調査や、生息地等保全地区の指定のための必要な調査であり、継続。
④森林の公益的機能を高め、維持していくため、森林の整備・保全を行います。																	
緑化001	ぐんま緑の県民基金事業（森林ボランティア支援）		森林環境部	緑化推進課	ぐんま緑の県民税を導入し、森林ボランティアに関する幅広い情報の収集や提供、技術向上のための研修の充実等を行った。また、森林ボランティア関係情報の一元管理と提供、講師派遣及びアドバイス等を実施する。	森林ボランティア団体会員数	人		5,318	5,400	5,500	11,533	10,883	9,199	森林ボランティア支援センターを運営し、専用HP・メルマガが情報誌による情報発信、新規加入を促進するボランティア体験会、安全講習会、作業器具の貸出し、ボランティア交流会等を行い、森林ボランティア活動を支援した。体験会3回 安全研修10回 作業器具貸出し72件 交流会1回	4継続	県民自らが、森林や林業に関心を持ち、森林の必要性について理解を深めることが重要であることから、森林ボランティア取得組む団体や活動機会を求め県民等への支援を行い、本県の森林整備、保全に貢献していく必要がある。
緑化009	ぐんま緑の県民基金事業（森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く）	再掲	森林環境部	緑化推進課	ぐんま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備	水源地域等の森林整備面積	ha		972	790	660	1,720,262	1,716,760	1,756,978	水源地域等の森林整備については、先行した森林所有者特定等の調査箇所森林整備を促進した結果、目標面積を大幅に上回る972haの実績となった。市町村提案型事業については、周知等を行った結果、1次募集で全市町村から計画書の提出が予定されたが、額の確認で不用議が生じ、約2億2千万円の実績となった。	4継続	豊かな水を育み、災害に強い森林づくり、里山・平地等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、今後も継続した実施が必要である。
緑化010	森林の公益的機能拡充推進		森林環境部	緑化推進課	森林の持つ公益的機能への理解を深める講演会等を実施	ぐんま山と森林協賛イベント数	件		115	45	45	1,541	1,307	676	山と森林協賛イベント数は115回。イベント参加者は約37,200人と大幅に目標を達成した。	4継続	イベント数の増加やイベントによるPRの成果により、参加者数の増加が継続している。今後も、PRに努め、山や森林に関心する機会を提供する必要がある。
林政003	森林病害虫等防除対策		森林環境部	林政課	「守るべき松林」を保全するために必要な予防対策、駆除対策及び周辺対策、並びに被害区域拡大防止のための駆除対策を推進する。また、ナツ枯れ等県内に被害拡大する恐れのある森林病害虫等の防除対策を実施する。	守るべき松林における被害材積	m3		353	470	420	41,459	53,099	30,676	被害木の伐倒駆除、樹幹注入を実施することで松くい虫被害の拡大を防止することができた。松くい虫伐倒駆除544m3松くい虫樹幹注入14,100本	4継続	松くい虫被害の拡大防止のため、病害虫防除対策で有効な手段とされる被害木の伐倒駆除と健全木への樹幹注入を実施している。今後も継続して対策を実施すること被害の拡大を防止する必要がある。
林政008	間伐等森林整備	再掲	森林環境部	林政課	森林所有者等が実施する間伐・除伐等に対して支援するほか、林業経営の成り立たない条件不利地の森林や、保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施する。	間伐等森林整備面積	ha		2,286	3,300	3,500	1,615,123	1,632,037	1,196,794	森林が有する多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援及び条件不利地や保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施した。	4継続	森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。

	個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30結果実績	部局評価	財政課評価	
	森保002 森林保全管理推進		森林環境部	森林保全課	森林保全巡視指導員を7事務所に配属し、森林の巡視指導を行い、森林の持つ公益的機能の維持を図る。	巡視活動延べ日数	日	1,867	2,000	2,000	4,609	4,736	4,725	森林保全巡視指導員及び森林保全推進員(377人)の巡視指導により、知事が適正管理の義務を自ら果たすための森林保全の徹底に寄与した。巡視指導員等61人(54人) 延べ巡視日数1,867日(920日) 指導件数1,533件(349件) ※ ()内は森林保全推進員内数	4継続	森林法第40条の規定に基づき、違法伐採、山火事や不法投棄等の早期発見、未然防止のための事業であり、森林保全上重要であることから引き続き事業を実施していく。	山火事や不法投棄等の早期発見、未然防止を通じて森林の保全に寄与する事業であり、継続。
	緑化003 緑化推進対策		森林環境部	緑化推進課	県種樹祭の開催や緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施、平地林整備事業や企業参加の森づくり、巨樹古木保全など様々な事業を実施し、身近な緑づくりや緑化意識の普及啓発を推進する。社会貢献として森林整備活動をしようとする企業や団体と、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の間を、県が橋渡しをして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。また、企業・団体をパートナーとして県有林の整備や保全を行う。	県種樹祭	人	1,100	1,000	1,000	5,472	5,546	5,304	安中市みりが丘パルナパークで県種樹祭を開催。緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施や県種樹祭推進委員会への補助等を通じ、緑化意識の啓発や身近な緑づくりを推進した。企業との森林協定締結により企業ボランティアによる森林整備を推進した。	4継続	緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、県種樹祭をはじめとする緑化運動の推進や緑化技術の普及啓発を継続する必要がある。企業・森林ボランティア活動は、森林保全・整備の推進、地域活性化、普及啓発など様々な社会的価値を創出しており、引き続き支援活動が必要である。	幅広い県民に緑化運動の推進や技術の普及を図ることができる事業であり、継続。
	緑化004 緑化センター運営		森林環境部	緑化推進課	緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化思想の普及啓発及び森林環境教育を実施するため、各種緑化講座等を開催するとともに緑化相談の窓口である緑の相談室を開設する。	定期開催講座受講者数の維持(過去3カ年の平均)	人	1,485	2,158	2,158	14,293	14,333	13,766	緑化推進の拠点として県民等を対象に緑化講座等を開催するほか、緑の相談室を開設、緑化に関する知識等を図った。緑化講座等21回、受講者1,118人。付随する平地林を活用し、小中学生等を対象に森林学習講座(森林環境教育)10回、367人。クビアツカミドリ被害対策研修会等2回、88人。	4継続	緑化講座や森林学習講座の開催、緑化相談室の開設に加え、クビアツカミドリ被害対策研修会の開催など、地域ニーズに対応した研修を実施した。本県の緑化技術の普及指導や森林環境教育の拠点として、また、東毛地域の保健体施設としての役割を果たしていく必要がある。	緑化講座等を開催し、森林・緑化に関する知識の向上に寄与しており、継続。研修、講座の内容充実等を常に検討しながら来園者のニーズに合わせた運営をしていくこと。
	林試002 森林整備試験		森林環境部	林業試験場	育苗、育林、森林保護の研究を行い、県民に新しい森林管理技術を提供する。	森林機能の維持・造成を図るための新技術の開発	件	10	7	7	7,220	5,597	6,556	ナラ枯れの原因となるシラカギクミツシの生息地域を調査し、新たな生息地を確認した。省力化等を目的としたヒノキコンテナ苗の種裁選期を明らかにした。竹の省力的な除草剤使用法を研究し、より簡易な方法を開発した。さらなる種では品種により耐暑性の優劣があることがわかった。1人1本の県民基金事業1で行った間伐施工地では、樹木の回復が認められ、事業効果が検証された。カラマツについて、挿し木苗由来の挿し木による根木を発生させた結果、高い発根率が得られ、増殖技術の向上に繋がった。スギ苗木の育成調査を行い、シカの角切りによる被害を確認した。また、造林試験地において、スギ赤枯病の分生子飛散を確認した。これらより、森林の管理技術向上に一定の成果が得られた。	4継続	県の森林造成技術ならびに保護管理技術の高度化に関する試験研究を実施し、得られた成果を関係者に提供することは、林業の成長産業化に欠かすことはできないため、継続。	県の林業・森林管理に有用な幅広い分野の研究を行っているため、研究成果は県事業に活用できるため、継続。
⑤河川環境の保全や再生を推進します。																	
	河川001 治水対策	再掲	県土整備部	河川課	交付金事業等を活用し、河川の拡幅や調節池の整備などを組み合わせた効果的な治水対策を実施するとともに、自然環境に配慮した河川整備を実施する。	洪水による氾濫が想定される区域面積	km2	72.0	60.8	54.8	5,645,795	8,299,526	7,996,679	被害が発生した地域や人口・資産が集中する地域などの改修事業を促進し、氾濫が想定される区域の面積を減らした。また、関東・東北豪雨による被害を踏まえた減災対策として、洪水ハザードマップの作成支援や危機管理水位計等の洪水監視体制の強化などソフト事業も推進した。	4継続	近年、水災害が頻発・激甚化している。本県では、依然として治水安全度の低い箇所が多々残っていることから、目標達成に向けて優先度の高い箇所を重点的に河川整備を推進していくとともに、樹木伐採・土砂崩れ等の適切な維持管理やソフト対策を一体的に推進し、浸水被害の防止・最小化に努める。	治水対策は県民の安全安心を守るためには必要不可欠な事業であるため、継続。国の3カ年の緊急対策等を活用したハード面の対策を集中的に実施することと、市町村等と連携し、ソフト面での対策も行い、万が一の際にも県民の命を守る対策が必要。
(2)生活環境の保全																	
①水環境の保全や再生を推進します。																	
	環保004 公共用水域水質測定調査		森林環境部	環境保全課	河川・湖沼などの公共用水域の水質を保全するため、水質の常時監視を実施する。	公共用水域水質測定調査環境基準達成率(河川)	%	80	前年より改善	85	9,949	9,545	8,018	河川40地点で水質調査を実施した。(32地点でBOD水質環境基準を達成)	4継続	水質汚濁防止法に基づき、河川・湖沼の水質汚濁状況の常時監視が義務づけられている。県民の健康と生活環境を守るための基礎的なデータを取得する事業であり、必要不可欠である。	法令に基づき実施する河川・湖沼等の水質の常時監視により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。
	環保006 工場・事業場排水対策		森林環境部	環境保全課	改正法の周知にあわせて、工場・事業場の入立調査や排水水質検査を効果的に実施し、水質汚濁負荷の低減を図る。	公共用水域水質測定調査環境基準達成率	%	80	前年より改善	85	811	822	781	延べ321事業場について排水基準の遵守状況調査に係る監視指導を実施し、排水基準に適合していない15事業場に対しては、文書による改善指導を行った。	4継続	工場・事業場は排水基準の遵守義務があり、県がその監視指導を行うことは、県民の健康と生活環境を守る上で必要不可欠である。	水質汚濁防止法に基づき実施する工場・事業場の入立調査等により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。
	環保009 地下水質測定調査		森林環境部	環境保全課	水質汚濁防止法に基づいて「地下水質測定計画」を作成し、計画に基づいて、県内の地下水の水質汚濁状況を調査する。また、結果は環境白書やHPにより、広く公表する。	地下水環境基準達成率(目標：全国平均)	%	86	94.5(H29)	-	4,763	4,719	3,780	県内の151井戸(うち県実施数は99井戸)で調査を実施した。(130井戸で環境基準を達成)	4継続	水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質汚濁状況の常時監視が義務づけられている。県民の健康と生活環境を守るための基礎的なデータを取得する事業であり、必要不可欠である。	法令に基づき実施する地下水の常時監視により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。
	環保011 浄化槽指導対策/環境衛生相談員		森林環境部	廃棄物・リサイクル課	浄化槽関連法令に基づき浄化槽の適正な使用、維持管理について、普及啓発、監視、指導を行う。	浄化槽教室開催数	回	55	55	55	15,498	16,011	14,403	環境衛生相談員を配置し、浄化槽の届出事務の円滑化と適正な維持管理の推進を図った。既存管理者も対象とした浄化槽教室開催や指導通知により適正な維持管理の指導を行った。未管理浄化槽管理者等に対する指導通知の他、関係団体の協力で個別訪問による助言を行った。	4継続	浄化槽は、下水道未普及地域における汚水処理施設である。浄化槽の適正管理は、浄化槽による生活環境排水と処理による公衆衛生の向上と生活環境の保全の点から、不可欠である。そのため適正管理について、普及啓発、監視、指導することが重要であり、継続する必要がある。	届出事務等の適切な執行や適正な維持管理を促すための普及啓発、指導等により、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図るための事業であり、継続。
	畜産004 地域と調和した畜産環境確立		農政部	畜産課	畜産増産の活用促進を図るための普及啓発と共に、悪臭の防止対策を進めるため脱臭装置等の導入費を補助する。また、水質汚濁防止法及び県条例の排水基準を遵守できるよう、排水の高度処理装置等の導入費を補助する。	高度処理装置等の設置力所	カ所	3	2	2	6,627	3,158	6,627	畜産環境保全の推進を図るため、畜産農家等向けの啓発資料を作成し、普及啓発を行った。また、水質汚濁防止法に係る排水基準の遵守を進めるため、3地区の高度処理装置の整備を支援し、排水対策の推進を図った。	4継続	畜産環境周辺整備は地域の生活環境及び畜産経営の安定に重要な取り組みである。県民の健康と生活環境の保全に十分な費用をかけた事業は少なく、支援の継続により課題解決を図る必要がある。	臭気・排水等に係る地域の生活環境への配慮は、畜産経営にとって不可欠であり、引き続き対策を進めていく必要があることから、継続。
	下水002 下水道推進対策(一般会計)		県土整備部	下水環境課	市町村の下水道事業費補助(3~5%)、農業集落排水事業費補助(1.8%)、浄化槽設備補助(個人設置型:1/3または1/5)、市町村設置型:1/4または1/5)、浄化槽工口補助金(10万円/基)、流域関連公共下水道排水設備工事費補助(市町村交付額の1/2:ただし上限5万円)	汚水処理人口普及率	%	81.3	86.1	87.4	713,870	577,665	448,714	市町村下水道費補助 184,475千円(市町村単独下水道への事業補助) 浄化槽対策 144,817千円(702基設備補助)	4継続	公共下水道及び合併処理浄化槽整備へ補助を行う汚水処理施設整備費補助1を継続した。本県の汚水処理人口普及率はH30年度末37位で、県民の約2割に汚水処理施設が普及しておらず、継続して市町村の汚水処理施設の普及促進を援助していく必要があるため、R2年度以降も制度の継続が必要である。	普及率目標に対し、実数の普及率がまだ低位のため、普及率向上施策は継続。各施策については、施策の有効性を検証した上で、より効果的な実施方法を検討する必要がある。
	下水003 下水道推進対策(特別会計)		県土整備部	下水環境課	流域下水道施設の維持管理、管理、処理場処理設備及び汚泥処理設備の建設、場内整備工事、処理場周辺地域の生活環境を改善するための道路整備	汚水処理人口普及率	%	81.3	86.1	87.4	7,040,757	6,570,279	5,511,838	流域下水道管理3,270,565千円 社会資本総合整備(下水)2,049,986千円 単独流域下水道建設72,595千円 流域下水道計画調査118,692千円	4継続	流域下水道事業の経営健全化を図るため、県及び市町村が負担する維持管理費及び資本費の制度改正に向けて市町村と調整を進める。また、R2年度からの公営企業会計適用に向けて移行作業を進めている。汚水処理人口普及率の目標達成のため、市町村と連携して今後も継続して事業を実施する必要がある。	汚水処理人口普及率向上のため、計画的に下水道を管理・整備する必要があり、継続。公費負担のあり方や市町村が負担する資本費の制度改正については、早期に市町村と調整を進める。
②安全・安心な生活環境の保全に取り組みます。																	
	環保010 土壌汚染対策		森林環境部	環境保全課	土壌汚染対策法の周知徹底を行い、同法の円滑な施行を図る。土壌・地下水汚染事業が発生した場合には、県民の健康被害を防止するという観点から、必要な環境調査の実施、汚染原因者に対して対策の実施を指導する。	地下水質環境基準達成率(特定有害物質に限る)	%	99.3	100.0	100.0	2,346	2,521	1,562	法の周知や相談対応等により、111件の形態変更届の審査7件の区域指定及び2件の指定解除を行った。土壌汚染事業について、県民の健康被害を防止するため、地下水調査や事業者指導を行った。坂東工業団地周辺土壌・地下水問題では、地下水モニタリングを実施した。	4継続	今後も、県民の安全・安心な生活環境の保全のため、土壌汚染対策法の適切な施行を継続して実施する必要がある。土壌汚染事業については、県民の健康への影響・不安を払拭するため、地下水調査や関係者協議等を行うことにより、事業の解決に向けて引き続き取り組む必要がある。	法令に基づき実施する調査・指導等により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。

	個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30事業結果	部局評価	財政課評価			
	環境012	地盤沈下対策		森林環境部	環境保全課	毎年の地盤変動量を計測することで、県内の地盤沈下の状況を明らかにする。また、地盤沈下の主要因とされている地下水採取の抑制に向けた啓発を行う。	年1cm以上の地盤沈下面積	㎡	2	前年度より減少	0	18,962	19,523	18,252	4継続	地盤沈下は過剰な地下水の採取によって生じるが、一度起こると元には戻らない。県民の健康と生活環境を守るための基礎的なデータを取得する事業であり、必要不可欠である。	4継続	地盤変動量の継続的な計測により地盤沈下の状況を把握することは、地盤沈下防止対策に必要なことであり、継続。	
	環境013	大気保全推進		森林環境部	環境保全課	大気汚染状況を常時監視(H29年度現在22か所で測定し、その結果をリアルタイムで公開する。大気汚染物質について、基準に照らし注意報等を発令し、県民の健康被害防止を図る。	注意報等発令時の健康被害報告人数	人	0	0	0	82,406	82,716	76,205	4継続	大気汚染状況の常時監視を行い、その結果をリアルタイムで公開している。また、光化学オキシダント注意報やPM2.5注意報を発令し、県民の健康被害の防止を図るため継続することが必要である。	4継続	大気汚染状況の常時監視により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。	
	畜産004	地域と調和した畜産環境確立		再掲	農政課	畜産環境の利便性を高めるための普及啓発と共に、悪臭の防止対策を進めるとともに脱臭装置等の導入費を補助する。また、水質汚濁防止法及び県条例の排水基準を遵守できるよう、排水の高度処理装置等の導入費を補助する。	高度処理装置等の設置カ所	カ所	3	2	2	6,627	3,158	6,627	4継続	畜産環境周辺整備は地域の生活環境及び畜産経営の安定に重要な取り組みである。しかし、非生産部門の環境対策に十分な費用をかけられぬ農家は少なく、支援の継続により課題解決を図る必要がある。	4継続	臭気・排水等に係る地域の生活環境への配慮は、畜産経営にとって不可欠であり、引き続き対策を進めていく必要があることから、継続。	
③汚水処理人口普及率の向上に向けた効果的・効率的な取組を推進します。																			
	下水002	下水道推進対策(一般会計)		再掲	県土整備部	下水環境課	市町村の下水道事業費補助(3~5%)、農業集落排水事業費補助(1.8%)、浄化槽整備補助(個人設置型:1/3または1/4、市町村設置型:1/4または1/5)、浄化槽工口補償金(10万円/基)、流域圏連合下水道排水設備工事費補助(市町村交付額の1/2:ただし上限5万円)	汚水処理人口普及率	%	81.3	86.1	87.4	713,870	577,665	448,714	4継続	公共下水道及び合併処理浄化槽整備へ補助を行う汚水処理施設整備補助1を継続した。本県の汚水処理人口普及率の全国順位はH30年度末37位で、県民の約2割に汚水処理施設が普及しており、継続して市町村の汚水処理施設の普及と進捗を援助していく必要がある。R2年度以降も制度の継続が必要である。	4継続	普及率目標に対し、実際の普及率が未だ低いため、普及率向上施策は継続。各施策については、効果の有効性を検証した上で、より効果的な実施方法を検討する必要がある。
	下水003	下水道推進対策(特別会計)		再掲	県土整備部	下水環境課	流域下水道施設の維持管理、管渠、処理施設整備及び汚泥処理設備の建設、場内整備工事、処理場周辺地域の生活環境を改善するための道路整備	汚水処理人口普及率	%	81.3	86.1	87.4	7,040,757	6,570,279	5,511,838	4継続	流域下水道事業の経営健全化を図るため、県及び市町村が負担する維持管理費及び資本費の制度改正に向けて市町村と調整を進めている。また、R2年度からの公営企業会計適用に向け移行作業を進めている。汚水処理人口普及率の目標達成のため、市町村と連携して今後も継続して事業を実施する必要がある。	4継続	汚水処理人口普及率向上のため、計画的に下水道を整備する必要がある。県費負担のあり方市町村が負担する資本費の制度改正については、早期に市町村と調整を進める。
(3)里山・平地林・里の水辺の再生																			
①里山・平地林・里の水辺の再生に取り組みます。																			
	緑化001	ぐんま緑の県民基金事業(森林ボランティア支援)		再掲	森林環境部	緑化推進課	ぐんま緑の県民税を導入し、森林ボランティアに関する幅広い情報の収集や提供、技術向上のための研修の充実等を行うため、森林ボランティア関係情報の一元管理と提供、講師派遣及びアドバイス等を実施する。	森林ボランティア団体会員数	人	5,318	5,400	5,500	11,533	10,883	9,199	4継続	森林ボランティア支援センターを運営し、専用HP・メルマガ・情報誌による情報発信、新規加入を促進するボランティア体験会、安全講習会、作業器具の貸出し、ボランティア交流会等を行い、森林ボランティア活動を支援した。体験会3回 安全研修10回 作業器具貸出し72件 交流会1回	4継続	県民自らが、森林や林業に関心を持ち、森林の必要性について理解を深めることが重要であることから、森林ボランティアを取り組む団体や活動会を支援する。県民等への支援を行い、本県の森林整備、保全につなげていく必要がある。
	緑化003	緑化推進対策		再掲	森林環境部	緑化推進課	県樹祭の開催や緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施、平地林整備事業や企業参加の森づくり、巨樹古木保全など様々な事業を実施し、身近な緑づくりや緑化意識の普及啓発を推進する。社会貢献として森林緑化活動しようとする企業や団体と、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の間に、県が橋渡しをして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。また、企業・団体をパートナーとして県有林の整備や保全を行う。	県樹祭	人	1,100	1,000	1,000	5,472	5,546	5,304	4継続	安中市のみがびらパークで県樹祭を開催。緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施や県緑化推進委員会への補助等を通じ、緑化意識の啓発や身近な緑づくりを推進した。企業との森林整備協定締結により企業ボランティアによる森林整備を推進した。	4継続	緑豊かな暮らし環境づくりを推進するため、県樹祭をはじめとする緑化運動の推進や緑化技術の普及啓発等を実施する必要がある。企業や森林ボランティアを継続し、森林保全・整備の推進、地域活性化、普及啓発など様々な社会的価値を創出し、引き続き交流活動等が必要である。
	緑化004	緑化センター運営		再掲	森林環境部	緑化推進課	緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化思想の普及啓発及び森林環境教育を実施するため、各種緑化講座等を開催するとともに緑化相談の窓口である緑の相談室を開設する。	定期開催講座受講者数の維持(過去3カ年の平均)	人	1,485	2,158	2,158	14,293	14,333	13,766	4継続	緑化推進の拠点として県民等を対象に緑化講座等を開催するほか、緑の相談室を開設、緑化に関する知識普及を図った。緑化講座等21回、受講者1,118人、付随する平地林を再植し、小中学生等を対象に森林学習講座(森林環境教育)10回、367人。クビヤカワミキリ被害対策研修会等2回、68人。	4継続	緑化講座や森林学習講座の開催、緑化相談室の開設等に加え、クビヤカワミキリ被害対策研修会の開催など、地域ニーズに対応した研修を実施した。本県の緑化技術の普及指導や森林環境教育の拠点として、東毛地域の保健体育施設としての役割を果たしていく必要がある。
(4)鳥獣対策																			
①野生鳥獣の保護及び適正管理に努めるとともに、侵入防止柵の設置等、効果的な被害対策を実施します。																			
	林試003	自然環境保全研究		森林環境部	森林試験場	野生鳥獣や自然生態系に関する研究を行い、県民に豊かな自然環境を残すことを目的とする。	自然環境保全を図るために研究成果の公表	件	4	4	4	3,314	2,830	3,263	4継続	①シカの効率的な捕獲技術について確立し、県内外での普及を図った。②マヅル対策について県内の普及を図った。③新たな食害防止技術を発表し、実証試験を県内各地で行った。	4継続	高水準の鳥獣害が続いており、野生動物対策の研究が必要である。特に、群馬県森林・林業基本計画の目標を達成するため、モニタリングをはじめとした対策強化が必要となっているため継続。	
	自然006	指定管理鳥獣捕獲等事業		森林環境部	自然環境課	H27年5月改正鳥獣法が施行され、自然生態系等へ深刻な被害を与えているシカ・イノシシについては指定管理鳥獣捕獲等事業として県が捕獲ができることとなったため、自然環境保全を本県全域で、かつ、鳥獣保護区のIT等において、個体数調整を実施する。	シカ捕獲頭数	頭	415	415	0	53,230	53,230	47,444	3拡充	シカは捕獲目標を達成したが、個別地区ごとの目標では神楽地区で捕獲目標を達成できなかった。イノシシは捕獲目標を達成できなかった。シカ、イノシシも捕獲頭数は、事業開始後で最高となった。	3拡充	一部事業区域で、生息頭数の減少が確認されるなど効果が現れているが、尾瀬国立公園は、シカによる自然生態系への影響が著しい。今後、尾瀬国立公園などで事業の充実を図っていく。	
	技支005	鳥獣被害対策		農政課	技術支援課	被害軽減を図るため、国交付金及び県単事業を活用して、地域が主体となつた被害対策の取組を支援する。また、鳥獣被害対策支援センターを中心に、有害鳥獣の計画的な捕獲を推進するとともに、被害対策技術の普及や人材育成、調査研究を進める。	野生鳥獣による農作物被害額	千円	284,887	273,500	250,000	366,676	377,674	233,475	4継続	国交付金事業：捕獲・被害防除等25市町村、侵入防止柵整備2市町村、県単事業：有害鳥獣対策33市町村、北関東圏越谷協議会：WG2回、隣接県会議(栃木、埼玉)、日獣医大連携、モニタリング・シカ・イノシシ適正管理計画一部改定、カウ適正管理計画第二期計画策定・シカ生息調査30カ所・カモシカ生息調査7カ所・カウ調査11カ所・シカ捕獲実証3カ所・発信器装着支援19回・集落づくり支援8地区・人材育成22回823人、鳥獣被害対策本部2回	4継続	H30年度の野生鳥獣による農林業被害額は、H21年度からの10年間で最も少なくなっており、被害対策に取り組んでいた地域を中心にその効果が現れてきている。一方で、新たな地域で被害が発生してきていることから、市町村の被害防止計画に基づき地域の主体的な取組を支援するとともに、捕獲の一層の強化に取り組みなど、引き続き総合的な対策を実施する。	
	文財009	特別天然記念物カモシカ食害対策調査		教育委員会	文化財保護課	カモシカ保護地域及び周辺地域において、カモシカの生息や食害等の調査を行う。食害が深刻な郷土村においては、加害要因把握のための調査を実施する。	カモシカ調査(越後日三光山系及び開東山地)の実施回数(調査員日数/人数)	日/人	56日/107人	42日/84人	42日/84人	3,974	2,305	3,900	4継続	カモシカ調査員を委嘱し、中之条町・みなかみ町・沼田・片品村・上野村において、カモシカの生息状況等の調査を行った。さらに、郷土村において、カモシカ等の食害調査及び普及啓発活動を行った。	4継続	特別天然記念物であるカモシカを保護していくため、生息調査や食害調査を継続して実施していくことが不可欠である。	
	河川006	河川の維持管理		県土整備部	河川課	河川除草作業の自治会委託、除草伐木、鳥獣被害軽減のための伐木、流下の妨げとなる堆積土の除去	除草面積	ha	739	726	750	654,700	860,700	713,778	4継続	自治会除草については、環境保全や地域活動の促進にもつながっており、団体数も過去最大を更新した。河川内維持管理については、昨年同様、住民参加の「公募伐木」を実施したほか、民間活力を利用した「堆積土除去」事業を実施し、コスト削減を図った。	4継続	除草や伐木、堆積土の除去などによる河川の適正な管理は、災害の発生防止のためにも必要な事業であり、継続。国3カ年の緊急対策等を活用する。また、公募伐木による伐木については、積極的に活用を図っていく必要がある。	

		個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30事業結果	部局評価	財政評価	
施策2 低炭素・循環型社会づくり 【目的】 生活の豊かさの実感と温室効果ガスの削減が両立する低炭素社会の実現、廃棄物の適正処理と資源の循環が確立した循環型社会の構築に向け、環境整備を進めます。																		
(1) 家庭の省エネルギー行動の普及啓発 ① 家庭や地域における省エネルギー行動を促進します。																		
環境002	地球温暖化対策実行計画推進	森林環境部	環境政策課	H23年3月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図るため、「群馬県地球温暖化対策推進会議」を開催し、計画の進行管理を行う。 ※H27年3月に目標値を見直し	温室効果ガス排出量	千t-CO2	R3年3月把握予定	17,658	17,461	899	3,381	725	群馬県地球温暖化対策実行計画推進部開催(1回) 県内温室効果ガス排出量算定のための簡易推計データ補正についての業務委託。 2020年目標に対し、進捗率の管理を進める。	4継続	「群馬県地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、省エネ対策(事業者向けに温室効果ガス排出削減計画等の提出、現場ツアー)などの導入促進、省資源対策等の9つの重点施策を中心に対策に取り組んでいく必要がある。 2020年目標に対し、進捗率の管理を進める。	4継続	温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、計画の進捗管理、施策の検証等が必要であり、継続。	
環境005	家庭の節電・省エネ推進プロジェクト	森林環境部	環境政策課	電力供給問題を契機として、家庭における温暖化対策を強力に推進するため、県・市町村が連携して「家庭の節電・省エネ推進プロジェクト」を推進する。	家庭部門の二酸化炭素排出量	千t-CO2	R3年3月把握予定	2,728	2,652	1,700	2,048	1,362	出前講座開催(22回) ケーブル(23施設)提供による家庭の節電 家庭でできる温暖化防止行動に関するリーフレット作成・配付	4継続	県内における家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。県においてば(バ)協定における目標を達成するため、家庭部門の対策を強化する方針であり、県でも家庭部門の取組を引き続き推進していく必要がある。	4継続	家庭における県民一人一人の取り組みを促すための普及啓発で、家庭部門における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを継続。効果の検証を行いつつ、より効果的な普及啓発を進めていくことが重要。	
環境011	地球温暖化防止地域活動推進	森林環境部	環境政策課	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地球温暖化防止活動推進員」の委嘱を行うとともに、推進員の地域における活動を支援。また、県内5地区に「地球温暖化対策地域協議会」を設置し、温暖化防止活動を実施。	家庭部門の二酸化炭素排出量	千t-CO2	R3年3月把握予定	2,728	2,652	1,437	1,704	1,183	地球温暖化防止活動推進員の活動支援(138名) 地域別研修会の開催(6回) 「推進員ニュース」の発行(3回)	4継続	家庭部門の温暖化対策の強化が求められる中、「地球温暖化防止活動推進員」は、地域における温暖化対策活動(自治会、町内会でのパンフレット配布、所属団体での節電研修の講師など)を行っている。今後、その役割はますます重要となってくることから、引き続き支援を継続していく必要がある。	4継続	法律に基づいて設置する「地球温暖化防止活動推進員」が地域で十分な温暖化対策活動を行うための事業であり、継続。	
交通016	産業集積や農畜産物流通の促進支援	県土整備部	交通政策課	農山漁村地域整備、土地区画整理事業負担金などによる道路拡幅、パイパス整備などを実施する。	農産物の運搬	箇所	0	0	1	7,723,056	10,340,703	11,644,078	①榛名南麓2期工区の整備を推進した。②国道122号(西部第一中地区)などの整備を推進した。③一般県道南新前橋線2期工区の整備を推進した。	4継続	農道(榛名南麓2期工区)や一般県道南新前橋線(2期工区)などを整備することにより、農産物の生産効率や物流コストの削減が図られることから、引き続き整備する必要がある。	4継続	産業集積や農林業の振興を図るため、県内道路網の計画的な整備が必要であり継続。	
道管014	安全な自転車利用の環境整備	再掲	県土整備部	道路管理課	歩行者と自転車、自転車と自動車の関係する事故を防止するとともに、自転車が安心して走行できる事で自転車利用の促進を図るため、自転車通行空間の整備を実施する。	自転車通行環境整備路線の整備率	%	45	55	70	223,000	307,000	60,726	(主)高崎川川線ほか市道も含めて路線でモデル整備を実施した。	4継続	県内の道路は、幅員構成や沿道状況、交通量などが違うことで多様な道路形態となっているため、様々な形態に応じて進めてきた整備の効果を検証し、平成31年3月に群馬県自転車活用推進計画を策定した。今後は、安全で快適な自転車通行空間の創出に向け、計画的に推進計画に基づき、整備を推進していく必要がある。	4継続	自転車・自動車・歩行者が互いに安全に通行ができる道路環境を整備する必要があるため、継続。
(2) 事業者の温室効果ガス排出抑制 ① 事業者による省エネ診断や省エネ改修などの取組を支援します。																		
環境004	環境G S等事業者対策推進	森林環境部	環境政策課	①温室効果ガスの削減を図るため、中小事業者でも取り組みやすい本県独自の環境マネジメントシステムとして、環境G S認定制度の普及と普及を図る。②「J-クレジット制度」等の普及と普及を図るため、関係者による会議及び説明会を開催。	環境G S認定事業者数(環境GS+EA21+ISO)	事業者	3,122	4,040	4,520	8,256	7,997	6,835	環境G S認定事業者数 2,548、認定事業者支援(情報誌発行3回、研修会開催2回、省エネ技術セミナー開催3回、推進員派遣7件、省エネ診断3件、エコドライブ支援11件など)	4継続	環境G S認定制度等の環境マネジメントシステムの普及は、産業・業務部門の省エネ・省CO2を図るための重点施策であり、引き続き認定事業者の拡大に取り組んでいく必要がある。	4継続	環境対策に自主的に取り組む事業者を認定する制度であり、産業部門における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを継続。認定事業者数が増えつつあることから、目標達成に向けた方策について検討が必要。	
農構004	はばたくくんまの担い手支援	再掲	農政課	農業構造政策課	本県農業の構造改革を加速化するため、認定農業者、新規就農者、企業参入など意欲ある担い手育成に特化した補助事業による支援を行う。	農業法人数	775	725	790	66,000	66,000	69,167	県単事業で18市町村52経営体が行う農業用機械・施設の整備に対して支援を行い、本県農業の将来を担う力強い経営体を育成した。(※決算額は前年度繰越を含み、次年度繰越を含まない)	4継続	認定農業者等の意欲ある担い手の育成、新規就農者等新たな担い手の確保、経営の多角化や法人化を進める経営体など本県農業の将来を担う力強い経営体を育成することは重要であるため継続する。	4継続	本県農業の将来を担う強い経営体の育成は重要であり、継続。上原郡における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを継続。認定事業者数が増えつつあることから、目標達成に向けた方策について検討が必要。	
② 自動車からの温室効果ガス排出を抑制するための取組を推進します。																		
環境006	次世代自動車等対策推進	森林環境部	環境政策課	①「県電気自動車普及推進協議会」の運営・普及推進、②事業者団体等で構成される「エコドライブ推進協議会」に参加し、県内におけるエコドライブの普及を推進、③「県燃料電池自動車普及促進協議会」の運営・普及推進。	運輸部門の温室効果ガス排出量	千t-CO2	R3年3月把握予定	4,433	4,350	437	465	308	①E V展示試乗会(2回)、②セミナーイベント開催(1回)、③県燃料電池自動車普及促進協議会開催(1回)・試乗会開催(1回)	4継続	全国でもトップクラスの自動車社会といわれる本県の運輸部門に対する温暖化対策として、環境に対する負荷の少ない電気自動車を始めとする次世代自動車の普及、エコドライブの普及は欠かせない。そのため、更なる普及啓発活動の推進が必要である。協議会において自動車メーカー、市町村と意見交換をして次の方針等を検討する。	4継続	自動車社会である本県にとって、運輸部門における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みは重要であり、継続。業界・関係団体・市町村等と連携して対策を進めることが重要。	
③ 県有施設の省エネ化推進とともに、事務・事業上のエネルギー使用削減を図ります。																		
環境012	温暖化対策率先実行	森林環境部	環境政策課	県有施設における温室効果ガス排出削減と経費削減を図るため、省エネ改修を計画的に実施する。また県有施設へのESCO事業導入や公用車のエコカー更新に率先して取り組み、省エネルギーと温室効果ガス排出削減を推進する。	温室効果ガス排出量	千t-CO2	R3年3月把握予定	124	121	19,543	14,801	13,758	①E S C O事業提案公募(県立館美術館)、②省エネ改修(高効率照明4施設)、③エコカー導入(H V車7台、天然ガス車及びクリーンディーゼル車10台、低燃費低排出ガソリン3台)	4継続	群馬県温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標達成のためには、今後、更なる対策の強化が必要であり、県有施設の省エネ改修の計画的な実施、またESCO事業導入や公用車のエコカー更新などに率先して取り組む必要がある。	4継続	温室効果ガス排出削減に向けた県としての取り組みは必要であり、継続。県有施設の省エネ改修やエコカー導入、ESCO事業導入など、費用対効果の十分な検討を行った上で、計画を持って進めていく必要がある。	
道管009	道路照明のLED化推進	再掲	県土整備部	道路管理課	歩行者や自動車の安全や事故を防止する道路照明を全てLED電球に変更することで、省電力と長寿命化を図る。	道路照明のLED化率	%	40	57	70	15,000	700,000	19,920	H30年度は、橋梁部分の約30灯の道路照明のLED化を進めた。「道路照明の省エネ・長寿命化計画」のH30年度目標である進捗率57%を17%下回ったが、令和元年度に全ての照明がLEDとなるよう計画を見直しした。	1廃止・休止・終了	「道路照明の省エネ・長寿命化計画」のH30年度目標値である進捗率57%を達成できていないが、令和元年度中に全LED化の予定である。LED化により電気が削減できる。	1廃止・休止・終了	全LED化という事業目的を達成できる予定であり、事業終了。
(3) 森林等の二酸化炭素吸収量の確保 ① 二酸化炭素吸収源としての役割を担う森林等の適切な整備・保全を推進します。																		
緑化009	ぐんま緑の県民基金事業(森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く)	再掲	森林環境部	緑化推進課	ぐんま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が良く、適正な管理ができ、公益的機能を維持・発揮できる森林を整備	水源地域等の森林整備面積	ha	972	790	660	1,720,262	1,716,760	1,756,978	水源地域等の森林整備については、先行した森林所有者特定等の調査箇所の森林整備を促進した結果、目標面積を上回る972haの実績となった。市町村提案事業については、周知等を行った結果、1次募集で全市町村から計画書の提出が予定に達したが、額の設定で不用願が生じ、約2億2千万円の実績となった。	4継続	豊かな水を育み、災害に強い森林づくり、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、今後も継続した実施が必要である。	4継続	条件不利地での森林整備をはじめ、基金を活用した地域での取組が一層広がるよう、引き続き取り組む必要があるため継続。
林政008	間伐等森林整備	再掲	森林環境部	林政課	森林所有者等が実施する間伐・除伐等に対し支援するほか、林業経営の成り立たない条件不利地での森林や、保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施する。	間伐等森林整備面積	ha	2,286	3,300	3,500	1,615,123	1,632,037	1,196,794	森林が有する多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援及び条件不利地での保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施した。	4継続	森林が有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。	4継続	森林が有する水源涵養機能や土砂災害等を防止する国土保全機能、洪水調整機能などの公益的機能が持続的に発揮されているため、間伐等による適正な森林整備を行う必要があるため、継続。
林試004	木材加工試験	森林環境部	林業試験場	林業試験場	県産材の強度性能把握、乾燥方法の改良やコストダウン、高次加工のための材料性能把握、及び土木用途における技術開発や維持管理方法の確立などを行い、県産材需要拡大を目指す。	県産材の利用技術開発及び新たな材料開発	件	5	5	5	5,126	5,801	3,341	実大材を用いた大型木造建築用部材の強度性能を把握した。スズギ2×4部材の実用化に向けた試験を行った。尾瀬に使用するための高耐久土木用途の開発を行った。県産材の材質特性を把握した。心ざり平角の製材、乾燥方法を検証した。	4継続	県産材の需要拡大に直結する技術等の研究であるため継続。開発した技術、製品を普及することと重要な取り組みであるので、関係機関と協力し進めていく。	4継続	新規試験機の設置に伴い依頼試験件数は減少したが、県産材の需要拡大のための技術等の研究であることから、継続。
② 持続的な森林整備を促進するために、公共建築物における県産材利用を推進します。																		
林産005	林業・木材産業振興	森林環境部	林業振興課	群馬県森林・林業基本計画の着実な推進を図るため、木材の生産、流通、加工に係る機械や施設整備等及び県産材の需要拡大のための対策に対して取組を行う。	素材生産量	千m ³	365	380	400	150,823	449,350	99,992	(構造)・高性能林業機械の整備 3台・林業機械リース支援 5台・高性能林業機械の改良・整備等 3件ほか(振興)親と子の木工広場開催9箇所・安定供給協定に基づく原木直送量20,000m ³ ・県産2×4材の出荷量2,039m ³ ほか	4継続	本事業は、群馬県森林・林業基本計画で定める素材生産量40万m ³ の目標達成のため、川上への効率よくかつ安定的な原木供給と、川中における加工・流通体制の強化、川下への木材利用推進と需要開拓による需要を支えることと、関係機関と協力し進めていく。	5継続(見直しあり)	高性能林業機械への整備補助に対する県民負担は、国による経済対策基金が終了した平成29年度以降の激変緩和措置として実施している。生産性向上に向けた支援は引き続き必要であるが、これまでの効果も十分検証し、県民負担の削減を含めた見直しを検討。	

	個別事業名	区分	部署	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当分(千円)	H30決算(千円)	H30事業結果	部局評価	財政評価			
	林指007	くまの木の木で家づくり支援	森林環境部	林業振興課	くまの優良木材を使用し県産材住宅を建設する機に対し、木材相当経費の一部を補助	くまの優良木造住宅建築業計戸数	戸	8,165	8,820	10,000	300,000	279,400	246,566	・構造補助 772戸 234,550千円 ・内装材補助 52戸 5,996千円・事務費(委託料等) 6,020千円	5継続(見直しあり)	本県の林業振興のため、県産木材を活用する事業は重要であり、引き続き予算措置が必要であるが、本事業の実施は、「森林・林業基本計画」の目標である平成31年度までとなっているので、制度の見直しを検討する。	5継続(見直しあり)	これまでの事業の効果を十分検証するとともに、県産材の需要拡大に向け、補助制度に依存しない取組を検討すること。	
(4)循環型社会づくり																			
①ごみの発生抑制・製品等の再使用の取組の拡大・強化により、資源ロスを削減します。																			
	環指002	循環型社会づくりの推進対策	森林環境部	廃棄物・リサイクル課	3 Rの推進に向けて県民への普及啓発を図るとともに、市町村・関係団体等と協働で3 R推進施策を調査検討、導入促進を図る。	1人1日当たりごみ排出量	g	R2.4に把握	936	913	1,740	4,615	1,365	「くま3 R宣言」や「みんなのごみ減量フォーラム」等による県民への普及・啓発を図った。また、市町村に対し実態調査の分析結果や全国での取組等の情報提供を行い、施策の実施を支援した。	4継続	ごみ減量化については、徐々に成果が出始めているものの、全国的に見ると依然として低位にとどまっている。かかる状況を早期に脱却するため、「くま3 R推進委員会」が中心となり、有効な情報を集めることにより市町村の取組を支援するとともに、より一層のごみ減量に向け県民への普及啓発の取組を積極的に進めていく必要がある。	4継続	二次計画(H28-R1)の推進、ごみ減量のための普及啓発であり、継続、事業者、市町村等と連携しながら、より効果的な普及啓発を進めていくことが重要。	
	環指005	家庭の節電・省エネ推進プロジェクト	再森	環境政策課	電力高給問題を契機として、家庭における節電化対策を強力に推進するため、県・市町村が連携して「家庭の節電・省エネ推進プロジェクト」を推進する。	家庭部門の二酸化炭素排出量	千トCO2	R3年3月把握予定	2,728	2,652	1,700	2,048	1,362	・出前講座開催(22回) ケータイ(230施設)提供による家庭の節電 ・家庭でできる節電化防止行動に関するシラフット作成・配付	4継続	本県における家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。国においては「パリ協定」における目標達成のため、家庭部門の対策を強化する方針であり、本県でも家庭部門の取組を引き続き推進していく必要がある。	4継続	家庭における県民一人一人の取組を促すための普及啓発で、家庭部門における温室効果ガス排出削減に向けた取組みとして継続。効果の検証を行いながら、より効果的な普及啓発を進めていくことが重要。	
②循環資源の量の確保と質の高い資源の循環的利用を確立します。																			
	廃J003	自動車リサイクル法等対応	森林環境部	廃棄物・リサイクル課	①自動車リサイクル法の登録簿や許可(更新)を行うための事業者への入札検査を行う。②家電、小売家電、パソコン、容器包装等のリサイクルの促進を図る。	自動車リサイクル法の立入検査実施数	件	158	130	130	2,613	2,662	1,873	自動車リサイクル法の新規及び更新に係る登録・許可事務及び事前協議事務を適正に実施した。登録・許可業者に入立検査を実施し、適正処理を推進するため事業者指導を行った。家電等のリサイクルの推進、回収率向上のため情報提供等市町村の支援を行った。	4継続	自動車リサイクル法に基づく登録・許可・立入等の事務であり、今後も適正な自動車リサイクルのために必要な業務である。また、循環型社会づくりのため、家電等のリサイクルを一層推進していく必要がある。	4継続	法令に基づき登録・許可事務や立入検査等により、事業者の適正処理を推進するための事業であり、継続。	
③廃棄物の適正処理を推進します。																			
	廃J007	産業廃棄物情報整備	森林環境部	廃棄物・リサイクル課	産業廃棄物取扱員による排出事業者への立入指導を実施するとともに、産業廃棄物に関する情報の提供を行う。	排出事業所立入調査件数	件	406	400	400	7,260	7,212	4,913	産業廃棄物取扱員の立入調査を406件実施するとともに、産業廃棄物処理改正情報等について、ホームページ「産業廃棄物情報」を通じて情報提供を行った。	4継続	排出事業者の処理責任の明確化の流れを受け、引き続き、排出事業者が必要な法令等改正情報や各種資料等を効率的に取得できるよう、立入指導及び情報提供を積極的に実施する必要がある。	4継続	産業廃棄物の排出者や処理業者等への立入指導や情報提供により、事業者の適切な管理・運営を促すための取組であり、継続。	
	廃J008	不法投棄等監視指導	森林環境部	廃棄物・リサイクル課	職員及び産廃メンによる監視指導や民間監視会社へ委託しての休日等監視を行うほか、県警へによる空からの監視など関係機関、市町村等と連携協力して、廃棄物適正処理を推進する。	不法投棄原状回復率	%	64	50	50	28,954	28,945	27,847	産廃メンによる監視指導(延べ約1,440人日、6,753箇所) 民間監視会社委託による休日等監視(140日/年、延べ1,545箇所) 市町村職員の出発点検(33/33市町村、合計104人)	4継続	不法投棄等の監視指導は、ここ数年は年50件前後で推移しているが、依然として後を絶たない状況が続いている。過去の事例に見られるように、不法投棄の再発防止には各関係機関との連携が重要である。また、市町村等と連携協力して、未然防止・早期発見・早期解決に取り組む必要がある。	4継続	不法投棄等の未然防止・早期発見のための日常的な監視指導により、良好な生活環境を保全するための事業であり、継続。	
	廃J010	土砂処理適正化推進	森林環境部	廃棄物・リサイクル課	県土砂条例を適切に運用するとともに、県土砂条例の規制が及ばない埋立て事業に対応するため、市町村土砂条例の制定促進に取り組む。	立入検査件数	件	121	120	120	490	490	82	H30年度特定事業許可件数(許可5件 変更許可4件) H30年度未土砂条例制定市町村(25市町村) ※H30制定市町村:太田市、高山村、川場村	4継続	H30年度特定事業許可件数(許可5件 変更許可4件) H30年度未土砂条例制定市町村(25市町村) ※H30制定市町村:太田市、高山村、川場村	4継続	条例に基づき実施する許可審査・立入検査等により、良好な生活環境を保全するための事業であり、継続。県条例の規制が及ばない事業に対応するため、引き続き、市町村条例の制定を促進していく必要がある。	
④災害廃棄物処理体制を構築します。																			
	廃J012	災害廃棄物処理対策	森林環境部	廃棄物・リサイクル課	災害により発生した廃棄物の迅速な処理に向けた、広域処理を含めた体制の構築	市町村における災害廃棄物処理計画の策定数	団体	4	8	12	212	257	171	各市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援として、市町村担当窓口の研修及び県立上野原総合センターに、計画策定に向けた進捗状況や廃棄物処理施設の災害対策の状況を調査した上で、県で作成した策定マニュアル・モデル計画を活用して、できる限り早期に計画策定に着手するよう促した。	4継続	被災市町村における災害廃棄物処理が適正かつ円滑・迅速に実施されるため、県内市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援を引き続き行う。また、県の計画についても、新たな知見や技術を取り入れ、また、災害廃棄物の処理における関係者相互の連携がより円滑に進むよう随時見直しを行い、計画の実効性をより高めていく必要がある。	4継続	県内市町村との連携を強化し、計画の実効性を高めていく必要があるため、継続。	
(5)環境教育の推進																			
①体系的な環境学習の機会の提供を拡充します。																			
	環指001	県民運動推進	森林環境部	環境政策課	環境学習の総合窓口として「環境サポートセンター」を設置し、学校における「動く環境教室」の実施や地域での活動の推進を図るとともに、企業等が提供する「体験の機会」の場に関する情報発信など、環境学習を総合的に支援する。	「動く環境教室」受講者数	人	125,315	124,000	129,000	13,634	10,806	11,878	「動く環境教室」は年間87件実施し、のべ5,383人が参加した。環境サポートセンターでは引き続き、環境アドバイザの登録やエコワーカーの情報提供、相互交流等の支援を行った。環境ボランティアを育成するため「くま環境学校」(エコレッジ)を開講し、26名が修了した。	4継続	ことに対する体験型の環境学習プログラムの提供、エコワーカーの支援、及び地域における環境学習の中心となる人材の育成・支援は環境意識の向上を図る上で重要であり、今後も継続して実施する。環境学習の窓口である環境サポートセンターの運営、環境アドバイザへの支援についても継続して実施することが必要である。	4継続	「動く環境教室」の参加人数は増加傾向で、児童生徒に向けた体系的な環境教育の実施は重要であり、環境教育の中心となる環境アドバイザへの支援は必要であることから、継続。	
	環指003	緑化推進対策	再森	緑化推進課	県産樹木の活用や緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施、平地林整備事業や企業参加の森づくり、巨樹古木保全など様々な事業を実施し、身近な緑化や緑化意識の普及啓発を推進する。社会貢献として森林整備活動をはじめとする企業や団体、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の財源、県が拠出をして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。また、企業・団体をパートナーとして県産樹木の整備や保全を行う。	県産樹木の活用や緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施、平地林整備事業や企業参加の森づくり、巨樹古木保全など様々な事業を実施し、身近な緑化や緑化意識の普及啓発を推進する。社会貢献として森林整備活動をはじめとする企業や団体、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の財源、県が拠出をして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。また、企業・団体をパートナーとして県産樹木の整備や保全を行う。	県産樹木の活用や緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施、平地林整備事業や企業参加の森づくり、巨樹古木保全など様々な事業を実施し、身近な緑化や緑化意識の普及啓発を推進する。社会貢献として森林整備活動をはじめとする企業や団体、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の財源、県が拠出をして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。また、企業・団体をパートナーとして県産樹木の整備や保全を行う。	人	1,100	1,000	1,000	5,472	5,546	5,304	安中市みどりが丘バラパークで県産樹木を植栽。緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施や県産樹木推進委員会への情報提供を通じ、緑化意識の普及や身近な緑化を推進した。企業との森林整備協定締結により環境ボランティアによる森林整備を推進した。	4継続	緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、県産樹木の活用をはじめとする緑化意識の普及や緑化技術の普及啓発等を継続する必要がある。企業との森林ボランティア活動は、森林保全・整備の推進、地域活性化、普及啓発など様々な社会的価値を創出しており、引き続き支援活動等が必要である。	4継続	幅広い県民に緑化運動の推進や技術の普及を図ることが事業であり、継続。
	環指004	緑化センター運営	再森	緑化推進課	緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化思想の普及啓発及び森林環境教育を実施するため、各種緑化講座等を開催するとともに緑化相談の窓口となる緑化相談室を開講する。	定期開催講座受講者数の維持(過去3年間の平均)	人	1,485	2,158	2,158	14,293	14,333	13,766	緑化推進の拠点として県民等を対象に緑化講座等を開催するほか、緑の相談室を開設、緑化に関する知識普及を図った。緑化講座等21回、受講者1,118人。付随する平地林を活用し、小学生等を対象に森林学習講座(森林環境教育)10回、367人。クワアツカミキリ被害対策研修会等2回、68人。	4継続	緑化講座や森林学習講座の開催、緑化相談室の開設などに加え、クワアツカミキリ被害対策研修会の開催など、地域ニーズに対応した研修を実施した。本県の緑化技術の普及や指導や森林環境教育の拠点として、また、東毛地域の保健体育施設としての役割を果たしていく必要がある。	4継続	緑化講座や森林学習講座の開催、緑化に関する知識の向上に寄与しており、継続。研修、講座の内容充実等を常に検討しながら求道者のニーズに合わせた運営をしていくこと。	
	環指005	森林環境教育推進	森林環境部	緑化推進課	森林など緑とふれあう様々な体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるため、緑の少年団活動の支援や森林公園等での体験イベントなどを実施。	フォレスト・スクール	人	2,805	5,200	5,200	6,352	6,349	6,230	緑の少年団活動の支援や森林公園等での体験イベントなどを実施。	4継続	緑の少年団活動の支援や森林公園等での体験イベントなどを実施。	4継続	緑の少年団活動やフォレスト・スクール等により、子どもたちに森林環境に対する理解を深めてもらうための事業であり、継続。	
	環指007	森林学習センター運営	森林環境部	緑化推進課	自然講座、森林観察会、森であそび森で学ぶ教室等、県民向け行事を開催するとともに、森林環境教育事業及び森林ボランティア支援のための拠点としての活用を図る。	来園者数	人	12,442	12,500	10,963	10,963	13,216	7,747	自然講座等を実施し、県民の森林林業に対する理解向上に努めた。自然講座6回、森林観察会9回、森であそび森で学ぶ教室(回)、森林環境教育事業、森林ボランティア支援の拠点として活用を図った。	4継続	各種行事を実施した結果、来園者数はおおむね目標を達成した。森林林業の普及や展示機能、研修ツアー、保健体育委員会等、森林環境教育事業・森林ボランティア支援の拠点活動などにより、県民の森林・林業に対する理解の向上を図ることは重要である。	4継続	来園者は目標数を若干下回ったが、森林や自然に関する知識、技術の習得、大切さを啓発するための拠点として、一定の役割を果たしていることから、継続。	

	個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H30実績	H30目標	R元目標	H30当初(千円)	R元当初(千円)	H30決算(千円)	H30事業結果	部局評価	財政課評価		
②環境に関心をもち、行動に移せる人を増やすため、地域の指導者を育成します。																		
環境004	環境G S等事業者対策推進	再掲	森林環境部	環境政策課	①温室効果ガスの削減を図るため、中小事業者でも取りやすい本県独自の環境マネジメントシステムとして、環境G S認定制度の運用と普及拡大を図る。②「J」-「L」-「M」-「N」-「O」-「P」-「Q」-「R」-「S」-「T」-「U」-「V」-「W」-「X」-「Y」-「Z」-「AA」-「AB」-「AC」-「AD」-「AE」-「AF」-「AG」-「AH」-「AI」-「AJ」-「AK」-「AL」-「AM」-「AN」-「AO」-「AP」-「AQ」-「AR」-「AS」-「AT」-「AU」-「AV」-「AW」-「AX」-「AY」-「AZ」-「BA」-「BB」-「BC」-「BD」-「BE」-「BF」-「BG」-「BH」-「BI」-「BJ」-「BK」-「BL」-「BM」-「BN」-「BO」-「BP」-「BQ」-「BR」-「BS」-「BT」-「BU」-「BV」-「BW」-「BX」-「BY」-「BZ」-「CA」-「CB」-「CC」-「CD」-「CE」-「CF」-「CG」-「CH」-「CI」-「CJ」-「CK」-「CL」-「CM」-「CN」-「CO」-「CP」-「CQ」-「CR」-「CS」-「CT」-「CU」-「CV」-「CW」-「CX」-「CY」-「CZ」-「DA」-「DB」-「DC」-「DD」-「DE」-「DF」-「DG」-「DH」-「DI」-「DJ」-「DK」-「DL」-「DM」-「DN」-「DO」-「DP」-「DQ」-「DR」-「DS」-「DT」-「DU」-「DV」-「DW」-「DX」-「DY」-「DZ」-「EA」-「EB」-「EC」-「ED」-「EE」-「EF」-「EG」-「EH」-「EI」-「EJ」-「EK」-「EL」-「EM」-「EN」-「EO」-「EP」-「EQ」-「ER」-「ES」-「ET」-「EU」-「EV」-「EW」-「EX」-「EY」-「EZ」-「FA」-「FB」-「FC」-「FD」-「FE」-「FF」-「FG」-「FH」-「FI」-「FJ」-「FK」-「FL」-「FM」-「FN」-「FO」-「FP」-「FQ」-「FR」-「FS」-「FT」-「FU」-「FV」-「FW」-「FX」-「FY」-「FZ」-「GA」-「GB」-「GC」-「GD」-「GE」-「GF」-「GG」-「GH」-「GI」-「GJ」-「GK」-「GL」-「GM」-「GN」-「GO」-「GP」-「GQ」-「GR」-「GS」-「GT」-「GU」-「GV」-「GW」-「GX」-「GY」-「GZ」-「HA」-「HB」-「HC」-「HD」-「HE」-「HF」-「HG」-「HH」-「HI」-「HJ」-「HK」-「HL」-「HM」-「HN」-「HO」-「HP」-「HQ」-「HR」-「HS」-「HT」-「HU」-「HV」-「HW」-「HX」-「HY」-「HZ」-「IA」-「IB」-「IC」-「ID」-「IE」-「IF」-「IG」-「IH」-「II」-「IJ」-「IK」-「IL」-「IM」-「IN」-「IO」-「IP」-「IQ」-「IR」-「IS」-「IT」-「IU」-「IV」-「IW」-「IX」-「IY」-「IZ」-「JA」-「JB」-「JC」-「JD」-「JE」-「JF」-「JG」-「JH」-「JI」-「JJ」-「JK」-「JL」-「JM」-「JN」-「JO」-「JP」-「JQ」-「JR」-「JS」-「JT」-「JU」-「JV」-「JW」-「JX」-「JY」-「JZ」-「KA」-「KB」-「KC」-「KD」-「KE」-「KF」-「KG」-「KH」-「KI」-「KJ」-「KK」-「KL」-「KM」-「KN」-「KO」-「KP」-「KQ」-「KR」-「KS」-「KT」-「KU」-「KV」-「KW」-「KX」-「KY」-「KZ」-「LA」-「LB」-「LC」-「LD」-「LE」-「LF」-「LG」-「LH」-「LI」-「LJ」-「LK」-「LL」-「LM」-「LN」-「LO」-「LP」-「LQ」-「LR」-「LS」-「LT」-「LU」-「LV」-「LW」-「LX」-「LY」-「LZ」-「MA」-「MB」-「MC」-「MD」-「ME」-「MF」-「MG」-「MH」-「MI」-「MJ」-「MK」-「ML」-「MN」-「MO」-「MP」-「MQ」-「MR」-「MS」-「MT」-「MU」-「MV」-「MW」-「MX」-「MY」-「MZ」-「NA」-「NB」-「NC」-「ND」-「NE」-「NF」-「NG」-「NH」-「NI」-「NJ」-「NK」-「NL」-「NM」-「NN」-「NO」-「NP」-「NQ」-「NR」-「NS」-「NT」-「NU」-「NV」-「NW」-「NX」-「NY」-「NZ」-「OA」-「OB」-「OC」-「OD」-「OE」-「OF」-「OG」-「OH」-「OI」-「OJ」-「OK」-「OL」-「OM」-「ON」-「OO」-「OP」-「OQ」-「OR」-「OS」-「OT」-「OU」-「OV」-「OW」-「OX」-「OY」-「OZ」-「PA」-「PB」-「PC」-「PD」-「PE」-「PF」-「PG」-「PH」-「PI」-「PJ」-「PK」-「PL」-「PM」-「PN」-「PO」-「PP」-「PQ」-「PR」-「PS」-「PT」-「PU」-「PV」-「PW」-「PX」-「PY」-「PZ」-「QA」-「QB」-「QC」-「QD」-「QE」-「QF」-「QG」-「QH」-「QI」-「QJ」-「QK」-「QL」-「QM」-「QN」-「QO」-「QP」-「QQ」-「QR」-「QS」-「QT」-「QU」-「QV」-「QW」-「QX」-「QY」-「QZ」-「RA」-「RB」-「RC」-「RD」-「RE」-「RF」-「RG」-「RH」-「RI」-「RJ」-「RK」-「RL」-「RM」-「RN」-「RO」-「RP」-「RQ」-「RR」-「RS」-「RT」-「RU」-「RV」-「RW」-「RX」-「RY」-「RZ」-「SA」-「SB」-「SC」-「SD」-「SE」-「SF」-「SG」-「SH」-「SI」-「SJ」-「SK」-「SL」-「SM」-「SN」-「SO」-「SP」-「SQ」-「SR」-「SS」-「ST」-「SU」-「SV」-「SW」-「SX」-「SY」-「SZ」-「TA」-「TB」-「TC」-「TD」-「TE」-「TF」-「TG」-「TH」-「TI」-「TJ」-「TK」-「TL」-「TM」-「TN」-「TO」-「TP」-「TQ」-「TR」-「TS」-「TT」-「TU」-「TV」-「TW」-「TX」-「TY」-「TZ」-「UA」-「UB」-「UC」-「UD」-「UE」-「UF」-「UG」-「UH」-「UI」-「UJ」-「UK」-「UL」-「UM」-「UN」-「UO」-「UP」-「UQ」-「UR」-「US」-「UT」-「UU」-「UV」-「UW」-「UX」-「UY」-「UZ」-「VA」-「VB」-「VC」-「VD」-「VE」-「VF」-「VG」-「VH」-「VI」-「VJ」-「VK」-「VL」-「VM」-「VN」-「VO」-「VP」-「VQ」-「VR」-「VS」-「VT」-「VU」-「VV」-「VW」-「VX」-「VY」-「VZ」-「WA」-「WB」-「WC」-「WD」-「WE」-「WF」-「WG」-「WH」-「WI」-「WJ」-「WK」-「WL」-「WM」-「WN」-「WO」-「WP」-「WQ」-「WR」-「WS」-「WT」-「WU」-「WV」-「WW」-「WX」-「WY」-「WZ」-「XA」-「XB」-「XC」-「XD」-「XE」-「XF」-「XG」-「XH」-「XI」-「XJ」-「XK」-「XL」-「XM」-「XN」-「XO」-「XP」-「XQ」-「XR」-「XS」-「XT」-「XU」-「XV」-「XW」-「XX」-「XY」-「XZ」-「YA」-「YB」-「YC」-「YD」-「YE」-「YF」-「YG」-「YH」-「YI」-「YJ」-「YK」-「YL」-「YM」-「YN」-「YO」-「YP」-「YQ」-「YR」-「YS」-「YT」-「YU」-「YV」-「YW」-「YX」-「YY」-「YZ」-「ZA」-「ZB」-「ZC」-「ZD」-「ZE」-「ZF」-「ZG」-「ZH」-「ZI」-「ZJ」-「ZK」-「ZL」-「ZM」-「ZN」-「ZO」-「ZP」-「ZQ」-「ZR」-「ZS」-「ZT」-「ZU」-「ZV」-「ZW」-「ZX」-「ZY」-「ZZ」-「AA」-「AB」-「AC」-「AD」-「AE」-「AF」-「AG」-「AH」-「AI」-「AJ」-「AK」-「AL」-「AM」-「AN」-「AO」-「AP」-「AQ」-「AR」-「AS」-「AT」-「AU」-「AV」-「AW」-「AX」-「AY」-「AZ」-「BA」-「BB」-「BC」-「BD」-「BE」-「BF」-「BG」-「BH」-「BI」-「BJ」-「BK」-「BL」-「BM」-「BN」-「BO」-「BP」-「BQ」-「BR」-「BS」-「BT」-「BU」-「BV」-「BW」-「BX」-「BY」-「BZ」-「CA」-「CB」-「CC」-「CD」-「CE」-「CF」-「CG」-「CH」-「CI」-「CJ」-「CK」-「CL」-「CM」-「CN」-「CO」-「CP」-「CQ」-「CR」-「CS」-「CT」-「CU」-「CV」-「CW」-「CX」-「CY」-「CZ」-「DA」-「DB」-「DC」-「DD」-「DE」-「DF」-「DG」-「DH」-「DI」-「DJ」-「DK」-「DL」-「DM」-「DN」-「DO」-「DP」-「DQ」-「DR」-「DS」-「DT」-「DU」-「DV」-「DW」-「DX」-「DY」-「DZ」-「EA」-「EB」-「EC」-「ED」-「EE」-「EF」-「EG」-「EH」-「EI」-「EJ」-「EK」-「EL」-「EM」-「EN」-「EO」-「EP」-「EQ」-「ER」-「ES」-「ET」-「EU」-「EV」-「EW」-「EX」-「EY」-「EZ」-「FA」-「FB」-「FC」-「FD」-「FE」-「FF」-「FG」-「FH」-「FI」-「FJ」-「FK」-「FL」-「FM」-「FN」-「FO」-「FP」-「FQ」-「FR」-「FS」-「FT」-「FU」-「FV」-「FW」-「FX」-「FY」-「FZ」-「GA」-「GB」-「GC」-「GD」-「GE」-「GF」-「GG」-「GH」-「GI」-「GJ」-「GK」-「GL」-「GM」-「GN」-「GO」-「GP」-「GQ」-「GR」-「GS」-「GT」-「GU」-「GV」-「GW」-「GX」-「GY」-「GZ」-「HA」-「HB」-「HC」-「HD」-「HE」-「HF」-「HG」-「HH」-「HI」-「HJ」-「HK」-「HL」-「HM」-「HN」-「HO」-「HP」-「HQ」-「HR」-「HS」-「HT」-「HU」-「HV」-「HW」-「HX」-「HY」-「HZ」-「IA」-「IB」-「IC」-「ID」-「IE」-「IF」-「IG」-「IH」-「II」-「IJ」-「IK」-「IL」-「IM」-「IN」-「IO」-「IP」-「IQ」-「IR」-「IS」-「IT」-「IU」-「IV」-「IW」-「IX」-「IY」-「IZ」-「JA」-「JB」-「JC」-「JD」-「JE」-「JF」-「JG」-「JH」-「JI」-「JJ」-「JK」-「JL」-「JM」-「JN」-「JO」-「JP」-「JQ」-「JR」-「JS」-「JT」-「JU」-「JV」-「JW」-「JX」-「JY」-「JZ」-「KA」-「KB」-「KC」-「KD」-「KE」-「KF」-「KG」-「KH」-「KI」-「KJ」-「KK」-「KL」-「KM」-「KN」-「KO」-「KP」-「KQ」-「KR」-「KS」-「KT」-「KU」-「KV」-「KW」-「KX」-「KY」-「KZ」-「LA」-「LB」-「LC」-「LD」-「LE」-「LF」-「LG」-「LH」-「LI」-「LJ」-「LK」-「LM」-「LN」-「LO」-「LP」-「LQ」-「LR」-「LS」-「LT」-「LU」-「LV」-「LW」-「LX」-「LY」-「LZ」-「MA」-「MB」-「MC」-「MD」-「ME」-「MF」-「MG」-「MH」-「MI」-「MJ」-「MK」-「ML」-「MN」-「MO」-「MP」-「MQ」-「MR」-「MS」-「MT」-「MU」-「MV」-「MW」-「MX」-「MY」-「MZ」-「NA」-「NB」-「NC」-「ND」-「NE」-「NF」-「NG」-「NH」-「NI」-「NJ」-「NK」-「NL」-「NM」-「NN」-「NO」-「NP」-「NQ」-「NR」-「NS」-「NT」-「NU」-「NV」-「NW」-「NX」-「NY」-「NZ」-「OA」-「OB」-「OC」-「OD」-「OE」-「OF」-「OG」-「OH」-「OI」-「OJ」-「OK」-「OL」-「OM」-「ON」-「OO」-「OP」-「OQ」-「OR」-「OS」-「OT」-「OU」-「OV」-「OW」-「OX」-「OY」-「OZ」-「PA」-「PB」-「PC」-「PD」-「PE」-「PF」-「PG」-「PH」-「PI」-「PJ」-「PK」-「PL」-「PM」-「PN」-「PO」-「PP」-「PQ」-「PR」-「PS」-「PT」-「PU」-「PV」-「PW」-「PX」-「PY」-「PZ」-「QA」-「QB」-「QC」-「QD」-「QE」-「QF」-「QG」-「QH」-「QI」-「QJ」-「QK」-「QL」-「QM」-「QN」-「QO」-「QP」-「QQ」-「QR」-「QS」-「QT」-「QU」-「QV」-「QW」-「QX」-「QY」-「QZ」-「RA」-「RB」-「RC」-「RD」-「RE」-「RF」-「RG」-「RH」-「RI」-「RJ」-「RK」-「RL」-「RM」-「RN」-「RO」-「RP」-「RQ」-「RR」-「RS」-「RT」-「RU」-「RV」-「RW」-「RX」-「RY」-「RZ」-「SA」-「SB」-「SC」-「SD」-「SE」-「SF」-「SG」-「SH」-「SI」-「SJ」-「SK」-「SL」-「SM」-「SN」-「SO」-「SP」-「SQ」-「SR」-「SS」-「ST」-「SU」-「SV」-「SW」-「SX」-「SY」-「SZ」-「TA」-「TB」-「TC」-「TD」-「TE」-「TF」-「TG」-「TH」-「TI」-「TJ」-「TK」-「TL」-「TM」-「TN」-「TO」-「TP」-「TQ」-「TR」-「TS」-「TT」-「TU」-「TV」-「TW」-「TX」-「TY」-「TZ」-「UA」-「UB」-「UC」-「UD」-「UE」-「UF」-「UG」-「UH」-「UI」-「UJ」-「UK」-「UL」-「UM」-「UN」-「UO」-「UP」-「UQ」-「UR」-「US」-「UT」-「UU」-「UV」-「UW」-「UX」-「UY」-「UZ」-「VA」-「VB」-「VC」-「VD」-「VE」-「VF」-「VG」-「VH」-「VI」-「VJ」-「VK」-「VL」-「VM」-「VN」-「VO」-「VP」-「VQ」-「VR」-「VS」-「VT」-「VU」-「VV」-「VW」-「VX」-「VY」-「VZ」-「WA」-「WB」-「WC」-「WD」-「WE」-「WF」-「WG」-「WH」-「WI」-「WJ」-「WK」-「WL」-「WM」-「WN」-「WO」-「WP」-「WQ」-「WR」-「WS」-「WT」-「WU」-「WV」-「WW」-「WX」-「WY」-「WZ」-「XA」-「XB」-「XC」-「XD」-「XE」-「XF」-「XG」-「XH」-「XI」-「XJ」-「XK」-「XL」-「XM」-「XN」-「XO」-「XP」-「XQ」-「XR」-「XS」-「XT」-「XU」-「XV」-「XW」-「XX」-「XY」-「XZ」-「YA」-「YB」-「YC」-「YD」-「YE」-「YF」-「YG」-「YH」-「YI」-「YJ」-「YK」-「YL」-「YM」-「YN」-「YO」-「YP」-「YQ」-「YR」-「YS」-「YT」-「YU」-「YV」-「YW」-「YX」-「YY」-「YZ」-「ZA」-「ZB」-「ZC」-「ZD」-「ZE」-「ZF」-「ZG」-「ZH」-「ZI」-「ZJ」-「ZK」-「ZL」-「ZM」-「ZN」-「ZO」-「ZP」-「ZQ」-「ZR」-「ZS」-「ZT」-「ZU」-「ZV」-「ZW」-「ZX」-「ZY」-「ZZ」	環境G S認定等事業者数(環境GS+EA21+ISO)	事業者	3,122	4,040	4,520	8,256	7,997	6,835	①環境G S認定事業者数 2,548。認定事業者支援(情報発行3回、研修会開催2回、省エネ技術セミナー開催3回、推進員派遣7件、省エネ診断3件、エコドライブ支援11件など)。	4継続	環境G S認定制度等の環境マネジメントシステムの普及は、産業・業務部門の省エネ・省CO2を図るための重点施策であり、引き続き認定事業者の拡大に取り組んでいく必要がある。	4継続	環境対策に自主的に取り組む事業者を認定する制度であり、産業部門における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みとして継続。認定事業者数が減少していることから、目標達成に向けた方策について検討が必要。
緑化006	ぐんま緑の県民基金事業(森林環境教育指導者養成・派遣)		森林環境部	緑化推進課	「緑のインタープリアー」の養成・研修・派遣を計画的、効果的に実施し、県民の森林環境教育のニーズに対応する。	森林環境教育指導者数(活動登録者数)	人	133	138	163	5,128	2,946	4,886	指導者養成講座の実施により、新たに25名の「緑のインタープリアー」を養成した。また、活動登録は133名となった。「緑のインタープリアー」の資質向上を図るフォローアップ研修を3回実施し、のべ123名が受講した。	4継続	森林や自然に関する広範な知識やスキルを獲得するため、年間12回の基礎講座を実施し、25名の「緑のインタープリアー」を養成した。森林や自然に対する県民の関心と理解を深めるためには、知識・ノウハウのある指導者を不可欠なことから、これまでの検証や社会情勢を反映した方針検討を行いながら、指導者の養成や資質向上の研修などを計画的に実施する必要がある。	4継続	県民の森林等に対する理解を深めるため、一定数の指導者を確保することが重要であることから、継続。
緑化007	森林学習センター運営	再掲	森林環境部	緑化推進課	自然講座、森林観察会、森であそぼう森で学ぶ教室等、県民向け行事を開催するとともに、森林環境教育事業及び森林ボランティア支援のための拠点としての活用を図る。	来園者数	人	12,442	12,500	13,000	10,963	13,216	7,747	自然講座等を実施し、県民の森林林業に対する理解向上に努めた。(自然講座6回、森林観察会9回、森であそぼう森で学ぶ教室8回)。森林環境教育事業、森林ボランティア支援の拠点として活用を図った。	4継続	各種行事を実施した結果、来園者数はおおむね目標を達成した。森林体験行事の開催や展示機能、研修フィールド、保樹体業協会の提供、森林環境教育事業・森林ボランティア支援の拠点活用などにより、県民の森林・林業に対する理解の向上を図ることは重要である。	4継続	来園者は目標数を若干下回ったが、森林や自然に関する知識・技術の習得、大切さを啓発するための拠点として、一定の役割を果たしていることから、継続。
施策3 再生可能エネルギーの活用推進 【目的】 本県のポテンシャルを活かし、太陽光、水力及び木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及を促進します。																		
(1)再生可能エネルギーの導入促進																		
①太陽光発電の導入を進めます。																		
環境013	住宅用太陽光発電設備等導入資金		森林環境部	環境政策課	住宅用太陽光発電設備、蓄電池導入融資制度	太陽光発電の合計出力(10kW未満)	kW	280,012	293,261	322,761	275,638	283,453	85,993	新たに、20件、総額 34,030千円の融資を決定。 【累計 104件、総額 182,540千円】	4継続	日照時間が長く、全国平均より一戸建て住宅の割合が高い本県にとって、住宅用太陽光発電設備は再生可能エネルギー普及に有効であることから、市場の動向を踏まえて見直しを行いながら継続する必要がある。また、2019年から固定価格買取期間が満了する世帯が生じ始めるため、蓄電池単体など融資対象設備を追加して売電から自家消費への転換を促進する。	4継続	一定の融資実績があり、再生可能エネルギーの普及のための支援として継続。市場動向を踏まえた金利設定となるよう適宜見直しを行う必要がある。
②小水力発電の導入を促進します。																		
環境014	小水力発電導入促進		森林環境部	環境政策課	小水力発電設備の導入を予定している市町村等に対し、流量調査、概略設計費等を補助(補助率1/2以内)。河川における小水力発電の有望地点を調査し、採算性が高いと見込まれる地点の情報を公表。	県内小水力発電の合計出力	kW	8,721	8,300	8,466	0	0	0	新たな地点開発に関心を示す事業者に対して、有望地点調査で得られた詳細データや、国の助成制度・関連法規等の情報提供を行った。	4継続	小水力発電の導入拡大のため、業者等に対して、引き続き事業化に向けた情報提供を行う。	4継続	有望地点調査結果について情報提供を積極的に行い、事業化につなげる必要があるため、継続。
③木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。																		
林振005	林業・木材産業振興	再掲	森林環境部	林業振興課	群馬県森林・林業基本計画の着実な推進を図るため、木材の生産、流通、加工に係る機械や施設整備等及び県産材の需要拡大のための対策に対して助成を行う。	素材生産量	千m ³	365	380	400	150,823	449,350	99,992	(構造)・高性能林業機械の整備 3台・林業機械リース支援 5台・高性能林業機械の改良・整備等 3件ほか(振興)親と子の木工広場開催9箇所・安定供給協定に基づく原木直送量20,000m ³ ・県産2×4材の出荷量2,039m ³ ほか	4継続	本事業は、群馬県森林・林業基本計画で定める素材生産量40万m ³ の目標達成のため、川上の効率かつ安定的な原木供給と、川中における加工・流通体制の強化、川下の木材利用推進と需要開拓に必要支援を行うものであり、県産木材の生産及び需要拡大対策として、継続的な予算措置が必要である。	5継続(見直しあり)	高性能林業機械への整備補助に対する県産材は、国による経済対策基金が終了した平成29年度以降の激減と併用として実施している。生産性向上に向けた支援は引き続き必要であるが、これまでの効果を十分検証し、県産材については廃止を含めた見直しを検討。
④新たな再生可能エネルギーの導入可能性を検討します。																		
環境015	再生可能エネルギー調査・普及		森林環境部	環境政策課	小型風力発電導入検討のための風況調査を行う。また、地中熱利用システムの導入モデルとなる事業を補助する。その他、再生可能エネルギー導入についての研究および普及促進を行う。	風力発電導入量	kW	48	340	350	60	90	74	【小型風力】2地点の風況調査を実施した。 【普及促進】バイオマス活用推進に関して、委員会を開催し進捗状況を点検。	4継続	低炭素社会づくりの推進は安全・安心な暮らしの維持のため不可欠であり、引き続き再生可能エネルギーの普及促進に取り組む必要がある。	4継続	再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの地産地消を推進するため、導入調査や普及啓発等取り組む必要があり、継続。
(2)発電所の運営・新規開発																		
①既設発電所の維持管理及び計画的な改修工事を実施します。																		
発電001	電力供給事業		企業局	発電課	発電所の設備整備及び修繕を実施し、安全で安定な設備の稼働を確保する。	年間供給電力量	kWh	783,033,596	-	853,000,000	2,315,120	1,937,205	1,610,625	発電所機能の維持と向上のため、予定した熊倉発電所、沢入発電所の水車発電機分解点検工事を実施した。	4継続	県民のライフラインである電力の安定供給のため、引き続き発電設備の適切な維持管理及び既設発電所の更新・改良工事を実施し、発電能力の向上を進めていく。	4継続	電力の安定供給に必要な、発電設備の維持管理に係る費用であるため、継続。
②発電所を新規開発します。																		
発電002	発電所の新規開発		企業局	発電課	八ッ場発電所、田沢発電所の建設及び既設発電所更新増強の調査を実施する。	八ッ場発電所の工事進捗率	%	52	-	100	2,305,965	2,589,199	1,119,407	八ッ場発電所は、発電所構造の変更や臨用面の湧水対策等により、事業費の増額と事業期間を延長した。これにより事業進捗率は52%(事業費ベース)となった。四方発電所の更新増強(全設備更新)を目的とした実施設計に取り組んだ。	4継続	再生可能エネルギーの活用推進のため、八ッ場発電所については、引き続き建設を進めていく。四方発電所の更新増強(全設備更新)については、引き続き実施設計に取り組む。	4継続	水源や日照時間など、本県の恵まれた環境を活かし、引き続き新たな再生可能エネルギーの導入促進に取り組むため、継続。